

沖縄県行財政改革推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県行財政改革推進本部（以下「本部」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 県の行財政改革に関する計画等の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部員は、知事公室長及び各部長、企業局長、病院事業局長、教育長、議会事務局長、警察本部長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長並びに会計管理者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務代理の順位は、総務部を担当する副知事を第1順位とする。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 本部に、幹事会を置く。

2 幹事会は、本部を補佐し、本部に提示する事項について協議調整する。

3 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。

4 幹事長は、総務部総務統括監をもって充てる。

5 幹事は、総務部財政統括監、知事公室及び各部の行政改革を担当する統括監、企業局企業企画統括監、病院事業局病院事業統括監、教育庁教育管理統括監、議会事務局次長、警察本部警務課長、人事委員会事務局総務課長、監査委員事務局監査課長、労働委員会事務局調整審査課長並びに出納事務局会計課長をもって充てる。

6 幹事会は、幹事長が開催する。

(部会)

第7条 本部は、必要に応じ特別な事項を審議するため、部会を置くことができる。

(行財政改革推進委員会)

第8条 部等における行財政改革を推進するため、知事公室及び各部、企業局、病院事業局、教育庁、議会事務局、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局並びに出納事務局に行財政改革推進委員会を置くものとする。

(事務局)

第9条 本部の事務局は、総務部行政管理課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 沖縄県行政改革推進本部運営要綱（昭和61年4月16日知事決裁）は、廃止する。

3 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

4 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

6 この要綱は、平成22年9月14日から施行する。

7 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

8 この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

沖縄県行財政改革懇話会設置要綱

(昭和60年9月7日知事決裁)

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な県政を確立するため、沖縄県行財政改革懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、本県の行財政改革の推進に関する重要事項を調査検討する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、県政について優れた識見を有する者のうちから知事が依頼する。

3 委員の任期は、3年とする。

(会長)

第4条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、知事が招集し、会長がその議長となる。

(専門委員)

第6条 懇話会に、その所掌事務に係る特定事項について専門的に調査検討をさせるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから知事が依頼する。

3 専門委員は、当該事項に関する調査検討が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(専門委員会)

第7条 懇話会に、その所掌事務に係る事項について専門的に調査検討をさせるため、専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、委員と専門委員で構成する。

3 委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 委員会に委員長及び副委員長を置く。

5 委員長及び副委員長は、会長が指名する。

6 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

8 委員長は、第1項の調査検討が終了したときは、その結果を懇話会に報告する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年9月7日から施行する。

この要綱は、平成7年5月8日から施行する。

この要綱は、平成14年4月16日から施行する。

この要綱は、平成14年6月20日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年5月11日から施行する。

この要綱は、平成22年9月14日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県行財政改革懇話会委員及び専門委員名簿

【懇話会委員】

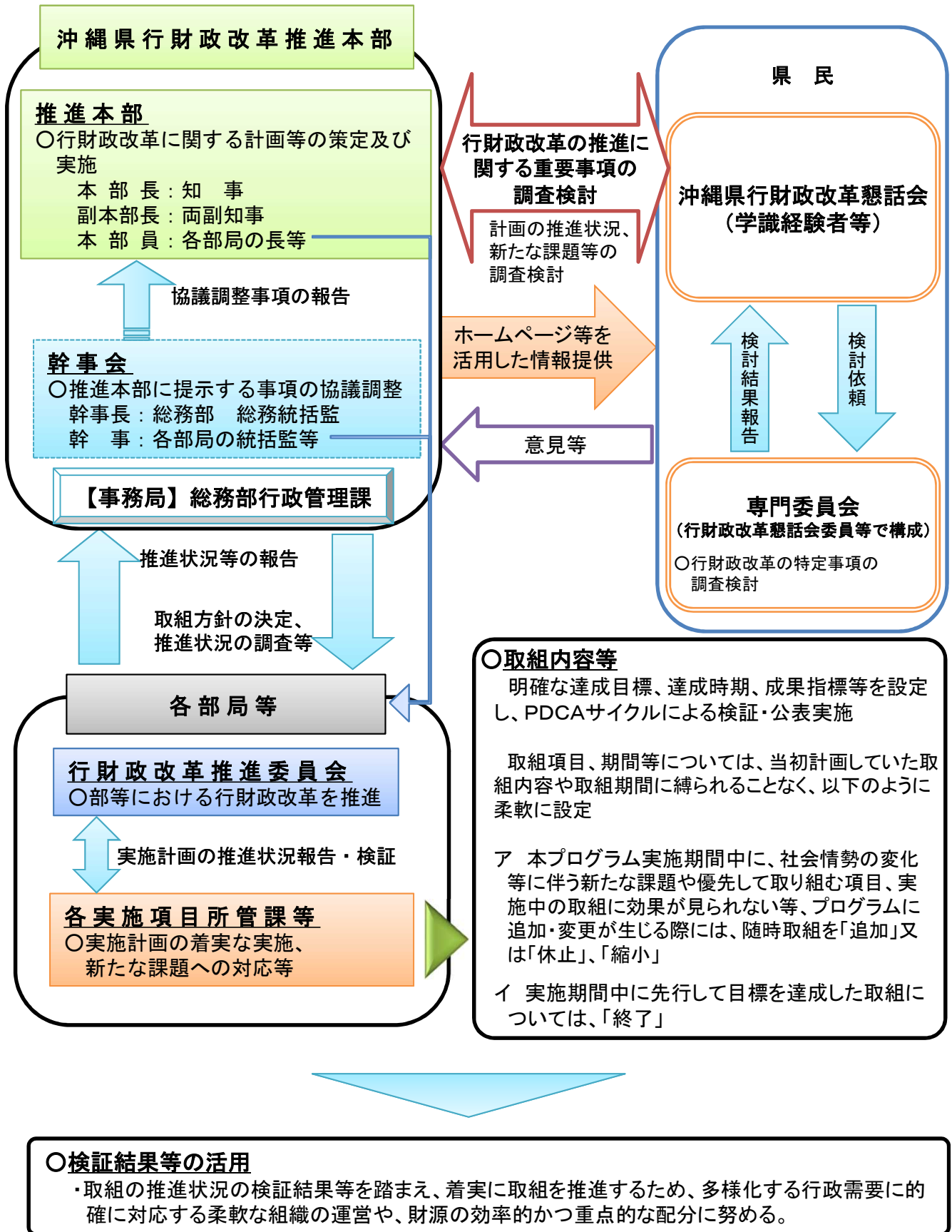
任期：令和4年2月1日～令和7年1月31日
(ただし、専門委員会は令和5年1月31日まで)

代表区分	氏名	現職名	備考
学識経験者	名嘉村 盛和	琉球大学 工学部知能情報コース 教授	会長 専門委員兼務
	山中 雄次	沖縄国際大学 法学部地域行政学科 講師	会長代理
	赤嶺 真也	赤嶺真也法律事務所 弁護士	専門委員兼務 (専門委員会委員長)
	石田 むつみ	石田むつみ公認会計士事務所 公認会計士	専門委員兼務
	下郡 みず恵	下郡みず恵税理士事務所 税理士	
産業・経済	前田 貴子	沖縄経済同友会 常任幹事・観光委員長兼任 (株式会社ゆがふホールディングス 代表取締役社長)	専門委員兼務
	砂川 久美子	沖縄県経営者協会 女性リーダー一部会 会長 (金秀興産株式会社 代表取締役社長)	
	石川 京美	沖縄県中小企業家同友会 碧の会運営委員 政策委員長 (株式会社いしかわ文明堂 代表取締役社長)	専門委員兼務 (専門委員会副委員長)
	普天間 朝重	沖縄県農業協同組合中央会 代表理事会長	
労働	東 盛 政 行	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 会長 (連合沖縄)	
福祉	嘉 陽 孝 治	沖縄県社会福祉協議会 常務理事	
医療	稲 田 隆 司	沖縄県医師会 常任理事	専門委員兼務
NPO	平 良 斗 星	公益財団法人みらいファンド沖縄 副代表理事	専門委員兼務
生活	川 越 雄 一 郎	沖縄県生活協同組合連合会 会長理事	
教育	下 地 イ ツ 子	沖縄県高等学校PTA連合会 会長	

【専門委員】

専門分野	氏名	現職名	備考
IT	福島 健 一 郎	一般社団法人シビックテックジャパン代表理事 内閣官房オープンデータ伝道師	
IT	川 端 たく 卓	SCSK株式会社 ビジネスデザイングループ デジタルイノベーションセンター	
PPP/PFI	植 田 和 男	特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会会長	

新沖縄県行政運営プログラムの推進体制



新沖縄県行政運営プログラムの策定経緯（令和3年度～4年度）

		行財政改革推進本部 及び幹事会	行財政改革懇話会 及び専門委員会	県民	県議会
R3年度	5月	○第1回幹事会（書面開催） ・策定方針の検討 ○第1回推進本部（書面開催） ・策定方針の決定			
	6月		○第1回懇話会（書面開催） ・策定方針の説明	○ホームページ掲載 ・策定方針	
	7月以降	実施項目等の検討			
R4年度	7月	○第1回幹事会（7/15） ・たたき台概要の検討 ○第1回推進本部（7/25） ・たたき台概要の決定			
	8月	素案の作成			
	9月				
	10月		○第1回懇話会（10/24） ・素案の検討		
	11月	○第2回幹事会（11/9） ・素案の検討 ○第2回推進本部（11/21） ・素案の決定			○県議会への説明 （11/29）
	12月		○専門委員会開催（12/19、26） ・スマート県庁の構築部会 ・持続可能な行政運営の構築部会	○ホームページ掲載 ・素案 ・懇話会資料 ・推進本部資料	県民意見募集
	1月		○第2回懇話会（1/26） ・最終案の検討		
	2月	○第3回幹事会（2/15） ・最終案の検討			○県議会（各会派）への説明 （2/1～2/14）
	3月	○第3回推進本部（3/28） ・最終案の決定、公表		○ホームページ掲載 ・懇話会資料 ・推進本部資料 ・県民意見募集の実施結果	